

定期報告を要する特定建築物、建築設備及び防火設備

(1) 特定建築物

下表の用途の欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計等が規模等の欄のいずれかに該当するもの

No	用 途	規模等 (A：用途欄の用途に供する部分の床面積の合計)	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	・ Aが200㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの ・ 階数が3以上かつ主階が1階以外にある建築物のうち、Aが100㎡を超えるもの	令和8年 6月～12月 以降、3年ごと
2	観覧場(屋外に避難上有効に開放されているものを除く。)、公会堂又は集会場	・ Aが200㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの	
3	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの※ ¹ に限る。)	・ Aが300㎡を超えるもの ・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの ・ 2階(避難階である場合を除き、病院又は診療所にあつては、患者の収容施設がある場合に限る。)におけるAが300㎡以上のもの	
4	児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの※ ¹ を除く。)	・ Aが300㎡を超えるもの ・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの	
5	ホテル又は旅館	・ Aが300㎡を超えるもの ・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの ・ 2階(避難階である場合を除く。)におけるAが300㎡以上のもの	令和9年 6月～12月 以降、3年ごと
6	下宿又は共同住宅若しくは寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームを除く。)	・ 6階以上の階におけるAが100㎡を超えるもの	
	共同住宅又は寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。)	・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの(避難階以外の階を当該用途に供するものに限る。) ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの(避難階以外の階を当該用途に供するものに限る。) ・ 6階以上の階におけるAが100㎡を超えるもの ・ 2階(避難階である場合を除く。)におけるAが300㎡以上のもの	

7	学校	・ Aが2,000㎡を超えるもの ・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの	令和7年 6月～12月 以降、3年ごと
8	体育館、博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	・ 学校に附属するもので、Aが2,000㎡を超えるもの ・ 学校に附属しないもので、Aが2,000㎡以上のもの（1階及び2階がいずれも避難階であり、かつ、Aが2,000㎡のものを除く。） ・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの	
9	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業（物品加工修理業を含む。）を営む店舗	・ Aが500㎡を超えるもの ・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの ・ 2階（避難階である場合を除く。）におけるAが500㎡以上のもの	
10	事務所その他これに類するもの 事務所その他これに類するもの（小規模民間事務所等）	階数が5以上かつ延べ面積が1,000㎡を超える建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの※2 ※2に該当しない建築物で、階数が3以上かつ延べ面積が200㎡を超える建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの	

※1 以下に掲げる用途をいう。

- ① 助産施設、乳児院、障害児入所施設
- ② 助産所
- ③ 盲導犬訓練施設
- ④ 救護施設、更正施設
- ⑤ 老人短期入所施設等、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- ⑥ 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）
- ⑦ 建築基準法施行令第19条第1項における児童福祉施設等のうち、高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（①から⑥に掲げる用途を除く）

注1 上表は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」）第12条第1項に基づく定期報告が必要な建築物として、同項に規定する安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」）第16条第1項で定める建築物（以下「政令指定建築物」）と当該政令で定めるもの以外で兵庫県知事が指定した建築物（以下「知事指定建築物」）を併せて表記したものであり、それぞれを区別した表示はしていません。

注2 政令指定建築物は、安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物を指定する観点から、通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物（避難階以外の階を対象の用途に供しないもの。以下「避難階以外対象用途なし建築物」）を定期報告の対象としていませんが、知事指定建築物は、避難階以外対象用途なし建築物であることをもって定期報告の対象外とする考え方は有していません。したがって、上表において、特に記載がない限り、当該用途に供する部分が避難階にあるものであっても、定期報告の対象となります。

注3 同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

- 注4 法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の交付を受けた年度の翌年度以降最初に到来する当該建築物の報告の時期における報告は不要とし、その次の時期から報告を開始してください。
- 注5 事務所その他これに類するもの（小規模民間事務所等）の報告では、小規模民間事務所等に限定した調査結果表を使用してください。

(2) 建築設備※

下表の用途の欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計等が規模等の欄のいずれかに該当するものに設けられるもの

No	用 途	規模等 (A：用途欄の用途に供する部分の床面積の合計)	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	・ Aが200㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの ・ 階数が3以上かつ主階が1階以外にある建築物のうち、Aが100㎡を超えるもの	毎年 6月～12月
2	観覧場(屋外に避難上有効に開放されているものを除く。)、公会堂又は集会場	・ Aが200㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの	
3	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等	・ Aが300㎡を超えるもの ・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの	
4	ホテル又は旅館	・ Aが300㎡を超えるもの ・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの	
5	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	・ Aが2,000㎡を超えるもの ・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの	
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業(物品加工修理業を含む。)を営む店舗	・ Aが500㎡を超えるもの ・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの	
7	事務所その他これに類するもの	階数が5以上かつ延べ面積が1,000㎡を超える建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの	

※ 以下に掲げる建築設備に限る。

- ① 換 気 設 備：法第28条第2項ただし書又は第3項の規定により設置する換気設備のうち、政令第112条第21項の規定により設置する特定防火設備(温度ヒューズホルダーと連動して自動的に閉鎖するダンパーを含む。)を設けたもの
- ② 排 煙 設 備：法第35条又は政令第129条の13の3第13項の規定により設置する排煙設備のうち、排煙機又は送風機を設けたもの(機械排煙)
- ③ 非常用の照明装置：法第35条の規定により設置する非常用の照明装置のうち、政令第126条の5に規定する予備電源で蓄電池別置型又は自家発電設備によるものを設けたもの

注1 上表は、法第12条第3項に基づく定期報告が必要な建築設備として、兵庫県知事が指定したものです。

注2 同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当する可否かを判断し、棟ごとに報告してください。

注3 法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の交付を受けた年度の翌年度の報告は不要とし、その次の年度から報告を開始してください。

(3) 防火設備※¹

下表の用途の欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計等が規模等の欄のいずれかに該当するものに設けられるもの

No	用 途	規模等 (A：用途欄の用途に供する部分の床面積の合計)	報告の時期
1	「(1) 特定建築物」の表の用途の欄に掲げる用途	「(1) 特定建築物」の表の規模等の欄に掲げる規模等	毎年 6月～12月
2	病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	Aが200㎡を超えるもの	
3	高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの※ ²	Aが200㎡を超えるもの	

※1 随時閉鎖又は作動のできる防火設備(防火ダンパー及び外壁開口部の防火設備を除く。)

※2 以下に掲げる用途をいう。

- ① 共同住宅、寄宿舍(いずれもサービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。)
- ② 助産施設、乳児院、障害児入所施設
- ③ 助産所
- ④ 盲導犬訓練施設
- ⑤ 救護施設、更生施設
- ⑥ 老人短期入所施設等、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- ⑦ 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る。)
- ⑧ 建築基準法施行令第19条第1項における児童福祉施設等のうち、高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(②から⑦に掲げる用途を除く)

注1 上表は、法第12条第3項に基づく定期報告が必要な防火設備として、同項に規定する安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令第16条第3項(第2号)で定める防火設備(以下「政令指定防火設備」と当該政令で定めるもの以外で兵庫県知事が指定した防火設備(以下「知事指定防火設備」)を併せて表記したものであり、それぞれを区別した表示はしていません。

注2 政令指定防火設備は、安全上、防火上又は衛生上特に重要である防火設備を指定する観点から、通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備(避難階以外の階を対象の用途に供しない建築物(病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)に設けるもの。以下「避難階以外対象用途なし防火設備」)を定期報告の対象としていませんが、知事指定防火設備は、避難階以外対象用途なし防火設備であることをもって定期報告の対象外とする考え方は有していません。

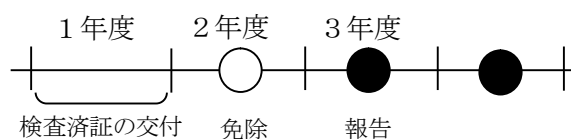
注3 同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当する可否かを判断し、棟ごとに報告してください。

注4 法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の交付を受けた年度の翌年度の報告は不要とし、その次の年度から報告を開始してください。

- 1 建築設備について報告の必要なものは、下記のとおり。
 - (1) 換気設備（法第28条第2項ただし書又は第3項の規定により設置する換気設備のうち政令第112条第21項の規定により設置する特定防火設備（温度ヒューズホルダーと連動して自動的に閉鎖するダンパーを含む。）を設けた換気設備に限る。）
 - (2) 排煙設備（法第35条又は政令第129条の13の3第13項の規定により設置する排煙設備のうち排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。）
 - (3) 非常用の照明装置（法第35条の規定により設置する非常用の照明装置のうち政令第126条の5に規定する予備電源で蓄電池別置型又は自家用発電装置によるものを設けた非常用の照明装置に限る。）
- 2 定期報告を要する建築物は、1棟ごとに判定する。
- 3 建築物の用途は、法令の定義及び通達等を参照し、建築物の実態にあったものとする。
- 4 用途に供する部分とは、原則として、主たる用途に供する部分及びこれに付随する部分とする。
- 5 主階とは、観客席のあるメインフロアのことである。
- 6 2以上の用途に供する建築物で、その用途により報告の時期が異なる場合は、当該それぞれの用途のうちその主たる用途の時期に報告することができる。
- 7 2以上の用途に供する建築物で、その用途により管理区分される数が2以上あるものにあつてはそれぞれの管理区分に応じて報告することができるものとする。
- 8 同一敷地（建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地をいう。）内で、用途上不可分の関係にある複数の建築物を同一管理者が管理している場合で、その用途が2以上あり、報告の時期が異なるときは、当該用途のうちその主たる用途の時期に報告することができる。
- 9 建築物の新築（改築）の場合、建築基準法施行規則第5条の規定により、検査済証の交付を受けた年度の直後の時期は報告不要とし、その次の時期より報告を開始する。
（下記参照）

検査済証の交付を受けた新築（改築）建築物の報告時期

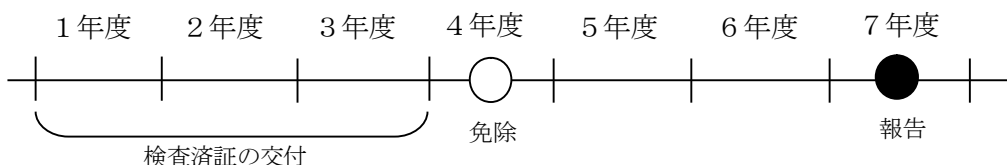
(1) 報告時期が毎年の場合



1年度に検査済証の交付を受けたものは、2年度は免除され3年度から報告開始となる。

(2) 報告時期が3年ごとの場合

（例）4年度から3年ごとの報告となる物販店等の場合



1年度から3年度の間に検査済証の交付を受けたものは、4年度は免除され7年度から報告開始となる。

(別紙2)

所有者又は管理者の種別による定期報告の対象区分

	建築物等（建築物及び特定建築設備等）の所有者又は管理者の種別	定期報告の対象の区分
1	国、都道府県の建築物	対象外
2	建築主事を置く市町村の建築物	対象外
	建築主事を置かない市町村の建築物	対 象
3	(独)都市再生機構、兵庫県住宅供給公社の建築物	対 象
4	民間の建築物 (国、都道府県又は建築主事を置く市町村が建築して民間に譲渡、分譲等された建築物を含む。)	対 象

複合用途建築物の調査範囲

管理形態上、建築物の全てについての調査が困難な場合は、建築物内部においては、定期調査対象用途に供する部分とそこからの避難経路を最低限調査する。

(例)

診療所 (150㎡)	廊下	階段
事務所	〃	〃
事務所	〃	〃

診療所が3階以上で100㎡を超えるため、調査対象の建築物となる。



・・・管理形態上、調査・検査が困難な場合は調査対象外とすることも可



・・・最低限の調査範囲

【複合用途建築物の具体例】

複合用途建築物について、具体例を示す。

(注1) 地階・F $\geq$ 3：地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの（（別紙1）表中用途欄1、2の建築物については階数が3以上のものに限る。）又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。

(注1') 地階・F $\geq$ 3：地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの（階数が3以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるものに限る。）又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。

(注2) A：その用途に供する部分の床面積の合計を示す。

(注3) A₀：2階部分（避難階を除く。）の床面積の合計で、病院及び診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（注8）に限る。）の用に供するものに限る。

(注4) A₁：その用途に供する部分（避難階を除く。）の床面積の合計を示す。

(注5) A₂：その用途に供する2階部分（避難階を除く。）の床面積の合計を示す。

(例1) 劇場：地階・F $\geq$ 3（注1）、A（注2）>200㎡又は主階が1階以外にあるものでその用途に供する部分が100㎡を超え、かつ、階数が3以上のものが調査対象

倉庫 50㎡	避難経路
事務所 50㎡	
劇場 150㎡	

階数が3以上のもので、地階の劇場の用途に供する部分が100㎡を超えているので調査対象

《参考》

事務所 50㎡	避難経路
劇場 150㎡	

地階で劇場の用途に供する部分が100㎡を超えるが、階数が3未満の建築物のため、調査対象外

※令和元年6月の法改正により定期調査・報告の対象から除外された。

(例2) 寄宿舍：F ≥ 6 かつ A (注2) > 100 m² (Aは6階以上)

遊技場：地階・F ≥ 3 (注1')、A (注2) > 500 m² 又は A₂ (注5) ≥ 500 m² が調査対象

倉庫	480 m ²	避難 経路
寄宿舍	480 m ²	
遊技場	480 m ²	

寄宿舍の用途に供する部分が2階で500 m²未満であるので調査対象外

遊技場の用途に供する部分が1階で、又、その床面積の合計が500 m²を超えていないので調査対象外

(例3) 診療所（患者の収容施設あり）：地階・F ≥ 3 (注1')、A (注2) > 300 m² 又は

A₀ (注3) ≥ 300 m² が調査対象

診療所	60 m ²	避難 経路
診療所	60 m ²	
事務所	60 m ²	
事務所	60 m ²	

3階以上の階で、診療所の用途に供する部分の床面積の合計が100 m²を超えているので調査対象

(例4) 共同住宅※：F ≥ 6 かつ A (注2) > 100 m² (Aは6階以上)

※サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームを除く

事務所：地階・F ≥ 3 (注1) (ただし、階数が3以上で、延べ面積が200 m²を超える建築物に限る) が調査対象

共同住宅	60 m ²	避難 経路
共同住宅	60 m ²	
共同住宅	60 m ²	
共同住宅	60 m ²	
事務所	60 m ²	
事務所	60 m ²	
事務所	60 m ²	

6階以上の階で、共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計が100 m²を超えているので調査対象

建築物の階数が3以上で延べ面積が200 m²を超えているが、3階以上の階で、事務所の用途に供する部分の床面積の合計が100 m²を超えていないので、最低限の調査範囲には含まれない。

(例5) 水泳場：地階・F ≥ 3 (注1')、A (注2) > 2,000 m² 又は A₁ (注4) ≥ 2,000 m²

水泳場	2000 m ²	避難 経路
事務所	500 m ²	

水泳場の用途に供する部分の床面積が2,000 m²を超えないが、避難階以外の階で、水泳場の用途に供する部分の床面積の合計が2,000 m²のため調査対象

(例6) 飲食店：地階・F $\geq$ 3（注1'）、A（注2）>500m²又はA₂（注5） $\geq$ 500m²が調査対象

共同住宅	避難 経路
共同住宅	
共同住宅	
飲食店 110m ²	

階数が3以上のもので、地階で飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が100m²を超えているので調査対象

(例7) 事務所：地階・F $\geq$ 3（注1）（ただし、階数が3以上で、延べ面積が200m²を超える建築物に限る）
 診療所：地階・F $\geq$ 3又はA（注2）>300m²又はA₀（注3） $\geq$ 300m²
 飲食店：地階・F $\geq$ 3又はA（注2）>500m²又はA₂（注5） $\geq$ 500m²が調査対象

事務所 210m ²	避難 経路
事務所 210m ²	
診療所 190m ²	
飲食店 210m ²	
倉庫 210m ²	

3階以上の階で、事務所の用途に供する部分の床面積の合計が100m²を超えていて、かつ、階数が3以上で床面積の合計が200m²を超えている建築物であるので調査対象

診療所の用途に供する部分が2階で、また、その床面積の合計が300m²を超えていないので、最低限の調査範囲には含まれない。

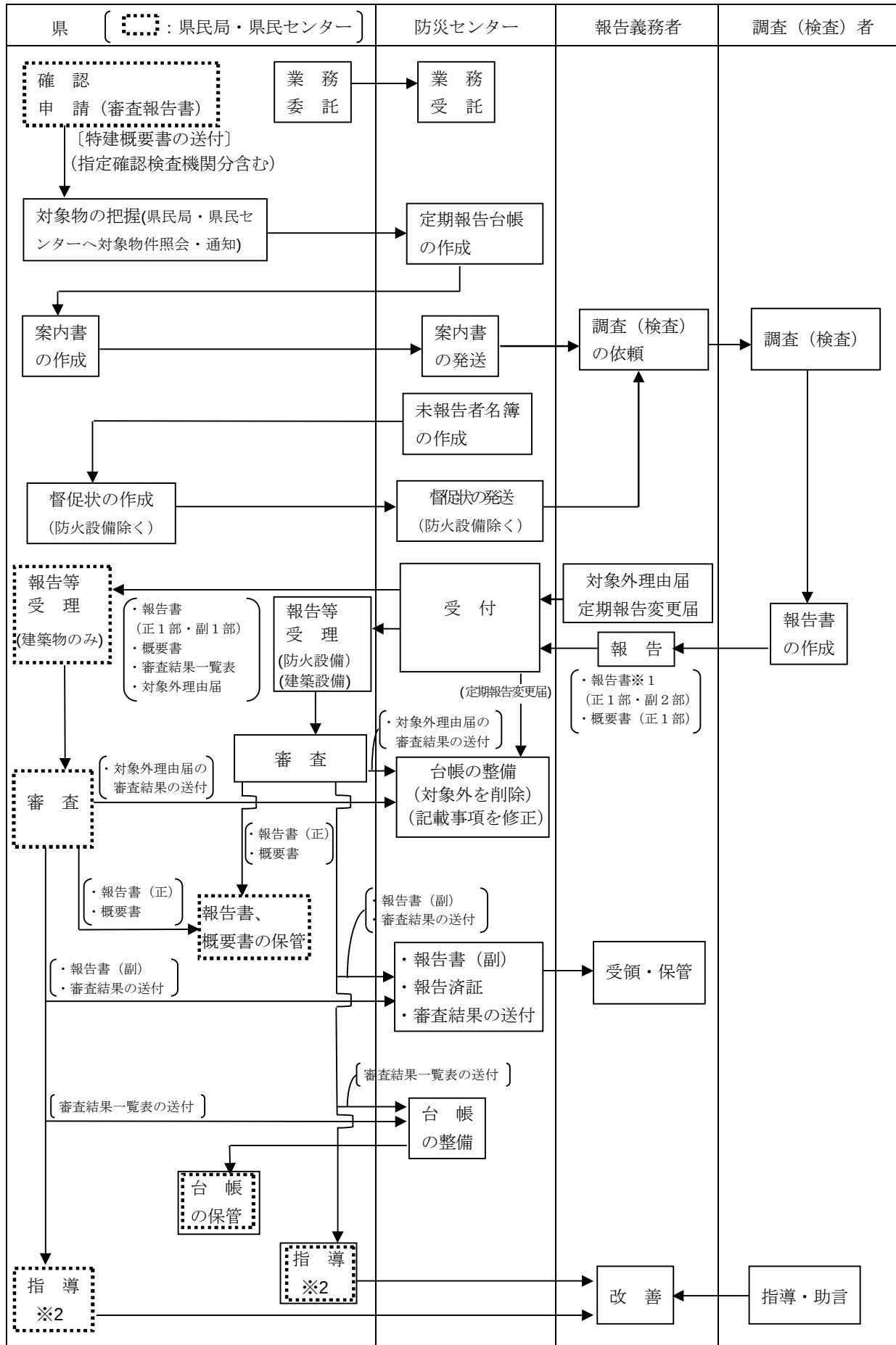
飲食店の用途に供する部分が1階で、また、その床面積の合計が500m²を超えていないので最低限の調査範囲には含まれない。

(例8) バー、飲食店、物販店：地階・F $\geq$ 3（注1'）、A（注2）>500m²又はA₂（注5） $\geq$ 500m²が調査対象

倉庫	避難 経路
バー90m ² 倉庫	
飲食店 210m ²	
物販店 210m ²	

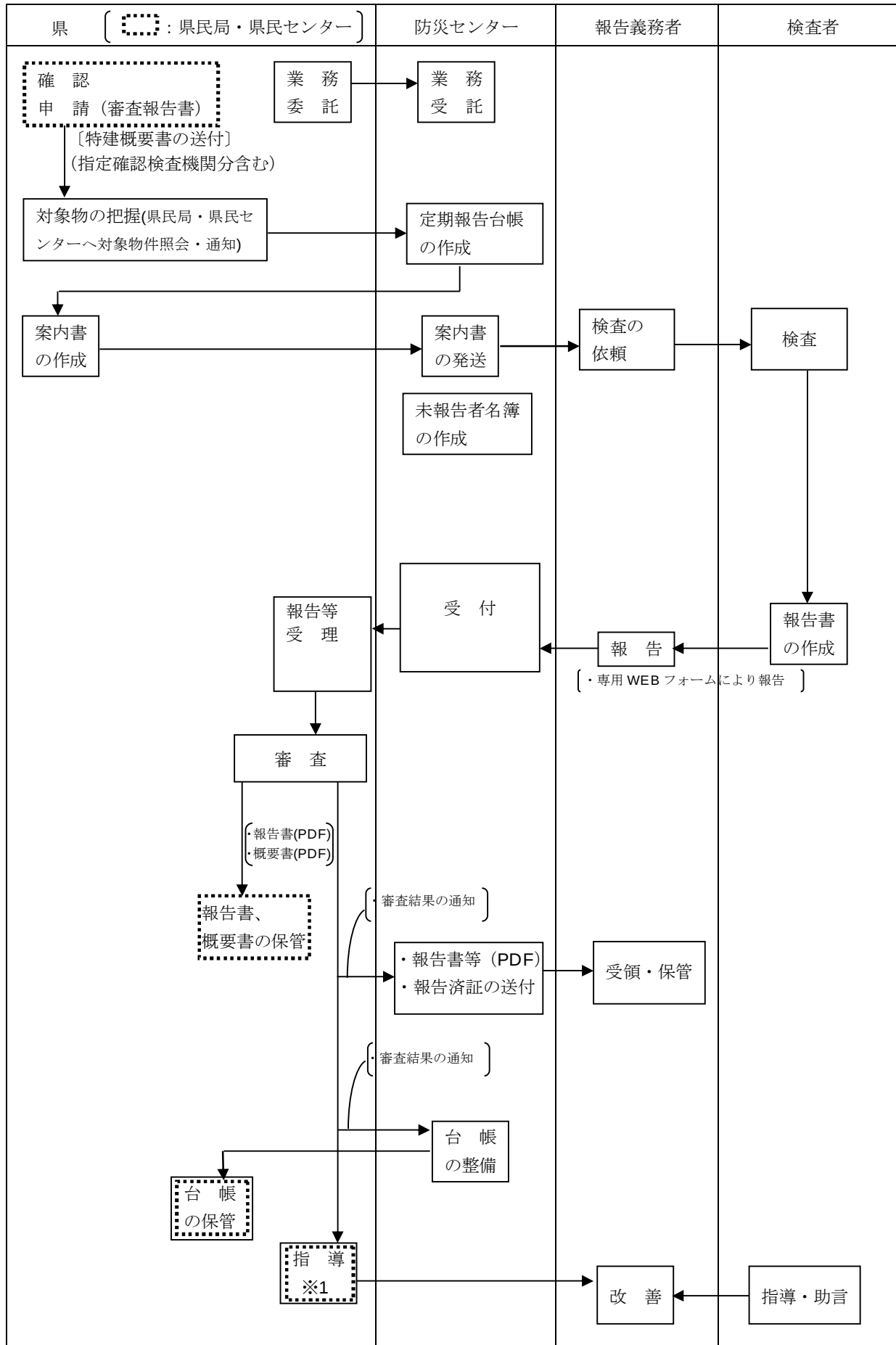
3階以上の階で、バーの用途に供する部分の床面積の合計が100m²を超えていないが、バー、飲食店及び物販店の用途に供する部分の床面積の合計が500m²を超えているので調査対象

(別紙 4)
定期報告の流れ



(別紙 4 ')

建築設備及び防火設備の定期報告の流れ (オンライン報告の場合)

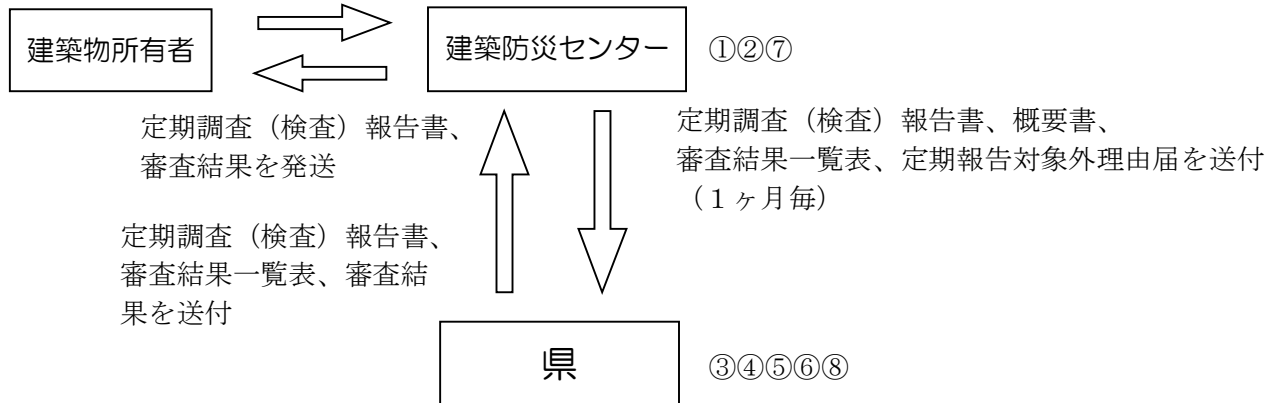


※ 1 : 違反建築物のもの...違反建築物で報告書等が提出された場合は、審査の上、台帳を整備し、別途違反指導を行う。

特定建築物、建築設備及び防火設備の定期報告書の

受理・審査等の事務処理

定期調査（検査）報告書、概要書又は定期報告対象外理由届を提出



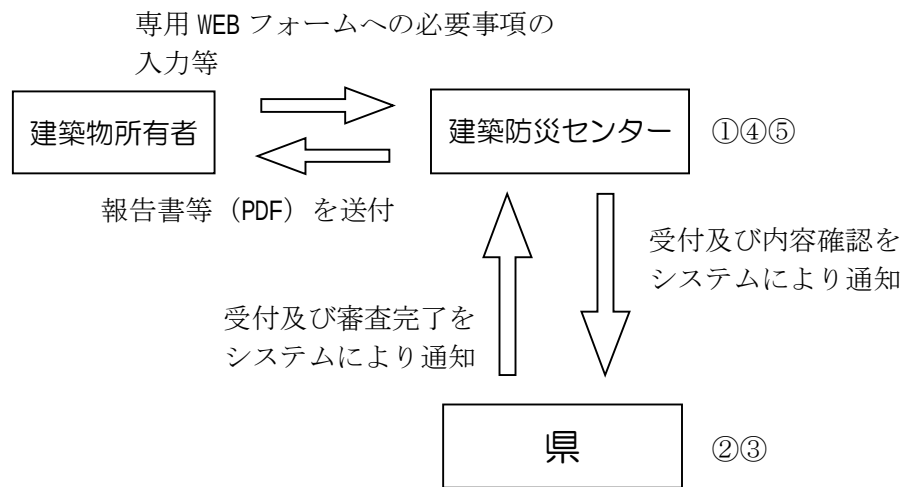
事務処理

- ① 定期報告書（正、副共）の整理番号欄に受付印を押印する。
- ② 「特定建築物定期報告内容審査結果一覧表」（様式3-1）、「建築設備定期報告内容審査結果一覧表」（様式3-2）又は「防火設備定期報告内容審査結果一覧表」（様式3-3）（以下「審査結果一覧表」という）を作成する。
- ③ 定期報告書（正、副共）、定期報告概要書及び定期報告対象外理由届に、受付印を押印する。
- ④ 調査（検査）者が行った調査・検査に基づき、定期報告書の審査を行い、「特定建築物の定期調査報告書の審査結果について」（様式4-1、様式4-1'又は様式4-2）「建築設備の定期検査報告書の審査結果について」（様式4-3）「防火設備の定期検査報告書の審査結果について」（様式4-4）を作成する。定期報告対象外理由届については、届出内容に基づき審査を行い、「定期報告対象外理由届の審査結果について」（様式4-5）を作成する。なお、届出内容の他に審査に必要な資料がある場合は、届出者に資料を請求する。
- ⑤ その結果を、審査結果一覧表の調査（検査）者報告欄と照合し、食い違いがあれば訂正し審査結果欄に記載する。
- ⑥ 定期報告書（副）に④をホッチキス等で留める。
- ⑦ 審査結果一覧表の審査結果及び定期報告対象外理由届の審査結果について（様式4-5）を基に、台帳の整備を行う。
- ⑧ 建築基準法令による処分等の概要書（第37号様式）の定期報告欄に提出年月日を記載する。（平成17年6月1日分から）

（その他）

- ・台帳保管
- ・定期調査・検査報告概要書の保管・閲覧

建築設備及び防火設備の定期報告書の受理・審査等の事務処理（オンライン報告の場合）



事務処理

- ① 「防災センター 入力欄」に受付日、受付番号、内容確認結果を入力する。
- ② 「兵庫県建築指導課 入力欄」に受付日を入力し、受付印（電子印）を押印する。
- ③ 検査者が行った検査に基づき、報告内容の審査を行い、審査結果及び指導文を入力する。
なお、届出内容の他に審査に必要な資料がある場合は、届出者に資料を請求する。
- ④ 審査結果を基に台帳の整備を行う。
- ⑤ 建築物所有者にPDF化した定期検査報告書（定期検査報告書、検査結果表、関係写真）及び定期検査報告概要書を送付する。

（その他）

- ・台帳保管
- ・定期検査報告概要書の保管・閲覧

(別紙6)

内容審査基準

調査（検査）結果の区分は次表の基準により判定する。

調査結果	区分	審査基準	内 容
指摘なし	A	全ての項目で要是正の指摘がないもの	平成20年国土交通省告示第282・285号※ 及び平成28年国土交通省告示第723号※ 別表の項目の全てにおいて、判定基準に該当しないもの
要是正の指摘あり	D	要是正の指摘があるもの	平成20年国土交通省告示第282・285号※ 及び平成28年国土交通省告示第723号※ 別表の項目のいずれか一つ以上で、判定基準に該当するもの（法令関係の規定がある項目については、現行法令に適合しないもの）
既存不適格	D	上記指摘のすべてが、既存不適格の規定の適用を受けているもの	指摘の全てにおいて、現行法令に適合しないが、建設当時の法令には適合していたもの

※平成20年国土交通省告示第282号：特定建築物の調査項目等

平成20年国土交通省告示第285号：建築設備の検査項目等

平成28年国土交通省告示第723号：防火設備の検査項目等

(解説：従前基準と現行基準の関係について)

- ・従前基準 A：特に措置を要しない B：軽微な対応を要する又は引き続き観察を続ける
C：精密調査を要する D：補修・改善等を要する (従前基準) (現行基準)
- ・現行基準 A：指摘なし D：要是正の指摘あり
- ・対応関係

従前基準のAとDについては、それぞれ現行基準のAとDに対応する。

調査において不明瞭な部分が残る場合、従前基準ではB又はCと判定していたが、現行基準では調査の中でA又はDのどちらかに明確に区分する。

